

認 知 届

認知とは、嫡出でない子と血縁上の父との間に法律上の父子関係を成立させる届出です。認知には、「任意認知」・「胎児認知」・「遺言認知」・「裁判認知」があります。

- ・ 任意認知：婚姻していない父母の間に生まれた子どもを父の意思により認知する
- ・ 胎児認知：婚姻していない父母の間にこれから生まれてくる子どもを父の意思により認知する
- ・ 遺言認知：遺言によって認知を行う。認知をする場合で、妻(又は夫)には言いつらいときに、遺言によって認知をする
- ・ 裁判認知：婚姻していない父母の間に生まれた子どもを、父が子と認めないときまたは父が死亡したり病気であったりして認知できないとき、家庭裁判所へ申立をし、認められたとき

根 拠 法 令	戸籍法第60条、第61条、民法第779条
届 出 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意認知の場合：届出をした日から法律上の効力が発生 ・ 胎児認知の場合：出生の日から法律上の効力が発生 ・ 遺言認知の場合：遺言執行者就職の日から10日以内 ・ 裁判認知の場合：確定日から10日以内
届 出 地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意認知・裁判認知・遺言認知の場合：父又は子の本籍地、届出人の所在地 ・ 胎児認知の場合：母の本籍地のみ →母が外国籍の場合は、母の外国人登録地（住所地） →母が外国にあるときは、届出人の本籍地、所在地
届 出 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意認知の場合：認知をする父 ・ 胎児認知の場合：認知をする父 ・ 遺言認知の場合：遺言の執行者 ・ 裁判認知の場合：訴提起者(審判の申立人又は訴の提起者)
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届 書：任意認知届記入例、胎児認知届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・ 印 鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。） ・ 承諾書 子が成年の場合：子の承諾書 胎児認知の場合：母の承諾書

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判による場合は、審判又は判決の謄本及び確定証明書 裁判認知の場合：裁判（審判または判決）の謄本及び確定証明書 遺言認知の場合：認知に関する遺言の謄本 ・ 外国籍の者が認知する場合：その本国法により認知できる旨の証明書及び その日本語訳 ・ 外国籍の子が認知される場合： 子の出生証明書、子の国籍証明書（胎児認知の場合は母の国籍証明書及び母 の独身証明書）、子の本国法上の保護要件を満たしている旨の証明書並びに これらの文書の日本語訳
そ の 他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生届 ・ 入籍届：認知届を提出しても、認知された子どもの氏（姓）及び戸籍に異動 はなく、母の氏（姓）を名乗り、母の戸籍に入っている状態です。 父の氏（姓）を名乗り、父の戸籍に入ることが希望するときは「入 籍届」が必要です。 ・ 親権管理届：認知届を提出しても子どもの親権は母のままですが、父母が協 議の上で「親権管理権届」を提出すると、父を親権者とするこ ともできます。
教 示	認知届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服 申立てができます。

